

令和7年度 事業計画書



社会福祉法人 柴田町社会福祉協議会

令和7年度事業計画

社会福祉を取り巻く情勢認識と本会の基本方針

家族間や地域における支え合い機能の脆弱化に伴い、8050問題や虐待、貧困の世代間連鎖、ヤングケアラーへの支援など、従来の福祉制度の枠組みだけでは、捉えきれない課題への対応が求められています。生活困窮者への支援や人と人とのつながり、福祉事業・活動の展開が必要となっております。

さらに多発する自然災害における地域防災・減災の取り組みや高齢化と人口減少が進み、地域・家庭といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっています。

加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存在への懸念が生まれるなかで、「生活における 人と人とのつながりを 再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、お互いに支えたり、支えられたりする関係が 循環する社会」と「社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する 幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる社会」の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現が求められています。

一方、近年、多くの地域で自治会、町内会の加入率の低下や民生委員・児童委員のなりて不足、社協に登録するボランティア活動者数の減少の傾向がみられる。

こうした情勢の中、本会においては、「地域共生社会」の実現に向け、住民自ら地域の福祉・生活課題を発見し、解決につなげることができる地域コミュニティの形成が求められており、これらの課題に福祉施設・団体、関係者、専門職、行政、住民等が連携・協働して解決に取り組むための包括的な支援体制が重要な課題となっています。

地域の資源や人の多様性を活かしながら、人と人、人と社会がつながり合う取り組みが生まれるような環境の整備や支援が柴田町社会福祉協議会に強く求められております。

このような現状を踏まえ、地域づくりの推進として、課題を抱えている者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させないための予防的対応、地域資源を活用した連携の仕組みづくり等に資する取組を推進していきます。

また、策定が進められた第4次地域福祉活動推進計画(令和6年度～令和10年度)において地域生活課題を整理する中で、これまで築いてきた近隣や行政区を単位とした地域のつながりを大切にするとともに、行政区の枠を超えた日常生活圏域とした、地区住民福祉計画に基づき地区共生会議を開催し、地域生活課題の解決に向けた企画の具現化が図られるよう進めて参ります。

さらに、社協が主体で行う地域福祉活動では、第4次計画の4つの柱である「学びあおう」「つくろう」「つながろう」「支えあおう」を基本目標に住民の皆様と地域生活課題の解決に努めるとともに「地域共生社会」の実現を目指します。

【基本目標・取り組み方針】（令和6年度～令和10年度）

基本理念

温故知新

柴田町では、昔からの都市地域と農村地域だけでなく、新しく造成された振興住宅地域など成り立ちは異なりますが、長い時間を経て築かれた日常の交流や地域の支え合い、地域の特色ある助け合いの仕組みなどによって、「住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせる」地域が形成されてきました。これは、先人が築いた貴重な財産です。

現在、柴田町においても、少子高齢化や人口減少に伴い地域で暮らす人々のつながりの希薄化が進み、社会的に孤立する人や生活困窮に陥る人が増える等、地域福祉をめぐる課題はますます複雑・多様化しています。その課題は先送りできない状況になっています。

いま、私たちは自分たちの地域の現状と将来の予測について考え、地域の課題を共有し、住民にできることを探りながら地域の新たな課題に取り組み「誰もが安心して暮らすことのできる地域」を再構築したいと願っています。この時、私たち先人が築いた貴重な財産に学び、それらを活かすという視点も常に大切にしたいと考え、「温故知新」を基本理念に掲げています。

基本目標		基本施策
ともに育みつながりあう地域の輪	1 学びあおう (福祉教育・ボランティア学習)	1 福祉アクセシビリティ
		2 福祉教育・ボランティア学習の充実・強化
		3 地域福祉を担う人材の育成、研修の充実
	2 つくろう (活動・しくみ)	4 生活課題・情報共有の場づくり
	3 つながろう (協働・参画)	5 人と人がつながる居場所・参加交流の充実
		6 地域資源の発掘・利活用の推進
		7 ボランティア人材の育成
		8 災害に強いまちづくりに向けた災害体制整備
	4 支えあおう (相談・支援)	9 包括的な支援体制に向けた強化
		10 権利擁護の推進
		11 認知症の方や障がいのある方、身寄りのない方達の見守り
		12 複合的課題に対する相談支援の強化
		13 顔の見える関係づくりと地域課題の共有

これらの方針の下で、令和7年度は、次頁以降の具体的な事業に取り組みます。

1. 法人運営事業
2. 社会福祉事業
3. 受託事業・指定管理事業
4. 地域包括支援センター事業
5. 資金貸付事業
6. 善意銀行事業
7. 福祉団体等事務局業務

1. 法人運営事業

(1)役員会の開催

- ・理事会の開催（年5回）
- ・評議員会の開催（年4回）
- ・監事会の開催（年1回）
- ・評議員選任・解任委員会の開催（随時）

(2)自主財源の確保

- ・一般会員、賛助会員、特別会員の加入を促進

(3)委員会・部会の開催

社協の円滑な運営を図るため、必要の都度、委員会・部会を開催します。

- ・法人運営委員会の開催
- ・事業推進委員会の開催
- ・福祉基金・善意銀行運営部会の開催
- ・資金融資部会の開催
- ・共同募金部会の開催

(4)役員研修

- ・県社協等主催の役員研修会への参加

(5)個人情報保護の適正な取り扱い、管理・徹底

- ・個人情報の保護規程の遵守公表
- ・会員及び諸関係機関の情報の保護

(6)福祉サービスに関する苦情解決の体制

- ・苦情への適切な対応
- ・苦情解決責任者、苦情受付担当者の配置
- ・第三者委員の設置

(7)リスクマネジメントの徹底

- ・法人経営上のリスクおよび、事故・災害等に備えたリスクマネジメントの徹底

(8)職員の研修

時代のニーズに対応できる人材育成と自主、自立的組織を行っていくため、意識改革と業務に必要な知識の習得とスキルアップを図る。

- ・内部研修の充実
- ・県社協等主催の業務別・階層別研修会への参加

2. 社会福祉事業

(1) 社協だよりの発行

社協活動や取組みについて、ホームページをはじめ広報誌の発行等の様々な広報媒体を通じて広報活動を展開し、福祉情報の提供や社協PRに努めます。紙面内容では、地域福祉推進に向けた取り組みや地域での実践事例等について、積極的な情報発信に努めます。

また、広報活動を通じて、本会の事業についての信頼性や透明性の向上につなげるとともに、本会に対する認知度を高め、理解者・支援者を拡充していくことで、地域福祉の担い手を拡げる取り組みにつなげます。

- ・福祉啓発の推進を図るため、全世帯に配布（5回／年）
- ・地域福祉推進に向けた取組や地域での実践事例等についての情報発信
- ・ボランティア活動の掲載
- ・ホームページによる情報発信と予算・決算等の公表

(2) 福祉まつり

福祉の啓蒙活動として「福祉まつり 2025」を開催します。すべての人が役割をもち、人に頼り、心地よい「ごちゃまぜ」の関係を築きながら、安心して楽しく豊かに暮らせる地域を広げていくために、包摂的なコミュニティや社会を創っていく、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進することを目的に開催します。

- ・10月4日(土) 予定（会場：柴田町地域福祉センター）

(3) 第18回社会福祉推進大会

本年は3年に1回の社会福祉推進大会を開催し、永年にわたり、町内の地域福祉活動に尽力された方々の功績を讃える表彰式典を開催します。

- ・令和8年1月開催予定（会場：槻木生涯学習センター）

(4) 柴田町社会福祉協議会第4次地域福祉活動推進計画の取り組み

地域のつながりの再構築に取り組みます。住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援していきます。第4次地域福祉活動推進計画の中で地区住民福祉計画で立てた目標を実践するために、計画を推進する「地区共生会議」を展開している。地域住民と社協職員が一緒になって地域課題を把握・共有し、解決する取り組みを実施していきます。

- ・地区担当制導入による中学校区毎の地区共生会議の開催
- ・地区共生会議の取り組みを通じ、地域住民の生活課題の把握や情報共有の場づくりを行い、生活課題の解決に向けた取り組みを行う。

(5) 社協支部との連携・協働

地域生活における課題も多様化・複雑化しており、特に福祉・生活課題が深刻化し、広がりを見せています。具体的には少子高齢化や核家族、高齢者世帯の増加、子どもや高齢者のひきこもりなどの社会的孤立、低所得による生活困窮者の増加、介護や権利擁護への不安などです。これらの諸課題は、団塊世代が後期高齢者になるにつれ、今後ますます増

加していくものと考えられることから、「住民主体の地域づくり」を共に進めていくために
支部との連携・協働を強めていきます。

- ・支部長会議並びに支部長研修会の開催
- ・支部長、福祉推進委員研修会の開催（地域支え合い研修会の開催：1回実施）
- ・地域福祉活動費の助成（小地域福祉活動の推進等）
- ・支部長からの連絡に基づき、物故会員の弔慰への対応

(6)会員会費加入促進

住民参加のもと、地域福祉活動と一緒に作りあげていくためには、自主財源の確保として、会員会費加入推進の必要性について町民の理解を深めていくことが大切です。
地域福祉活動のさらなる推進のため、社会福祉協議会活動にご理解頂き、多くの皆さんに会員としてご協力いただけるよう努めてまいります。

- ・社協支部長・福祉推進委員の協力により社協会員増を図る。
- ・支部毎で行う研修会の開催時に社協事業の説明をし、社協理解につなげる。
- ・企業の会員加入を促進する。

(7)小地域福祉活動 柴田町アクティビティサービス「いこいの日」促進事業

団塊世代がこれからは後期高齢者になり、医療と介護の需要が爆発的に増えます。とくに、要支援・要介護人口が増加するため、介護問題は、ますます深刻化することになります。「いこいの日」促進事業(地域支え合い)は、住民同士の支え合いやつながりを基盤としており、集会所等の歩いて通える拠点に集い、介護予防、フレイル予防、孤立防止の推進に各社協支部で取り組んでいます。その事業の継続性と活性化に向けて、補助金交付及び活動支援を行っていきます。

◇事業促進

- ・地域の支え合い(介護予防、生活支援)の体制整備
- ・柴田町アクティビティサービス「いこいの日」促進事業の活動推進及び補助金交付
- ・柴田町アクティビティサービス「いこいの日」促進事業補助金交付(高齢者×多世代交流活動への補助金)
- ・柴田町アクティビティサービス「いこいの日」促進事業物価高騰対策緊急支援補助金交付[新規]
- ・社協職員の活動への相談対応、出前講座の対応等の実施等)
- ・レクリエーション用具等の貸出

◇研修会の開催

- ・第1回 5月 レクリエーション実技研修「人生100年時代」～ 延ばそう健康寿命 ～
- ・第2回 7月 講演「人口減少時代と生活支援の体制整備」～地域のつながりを維持再生するために～
- ・第3回 9月 基調講演「地域共生社会に向けた取り組み」

(8)地域交流事業

①共生型交流サロン「みんなの居場所」

柴田町地域福祉センター（多目的ホール）を交流拠点に、障害児者、ひとり親家庭、乳幼児と親など多世代の交流やシニアの方々が楽しめる、共生型の交流サロンとして進めて

いきます。

◇**コミュニケーション麻雀の集い～雀のお宿～開催**

- ・毎月第1火曜日に定期開催
- ・交流の場づくり
- ・幅広い層への周知

◇**サロンコンサートの開催**

- ・毎月1回、5月～12月に開催
- ・地域の方々との交流・ボランティアの活動の場

②町内子ども食堂の支援・社協子ども特別食堂

- ・町内子ども食堂への支援(フードバンク、助成金)
- ・〃 実施団体等とのネットワークづくり(情報交換の場)
- ・社協子ども特別食堂の開催(毎月第4金曜日・柴田町立学校夏季休業日、学年末休業日)
- ・〃 イベント実施(柴田町立学校夏季休業日、学年末休業日)
- ・ボランティアの視察研修実施
- ・関係機関との連携(情報交換、相談支援)
- ・社会資源とのつながり(連携・協働の基盤づくり)
- ・ボランティアの人材募集

③「社協 産直市場」

- ・地域資源の発掘・利活用の推進
- ・地産地消の推進を図りながら、生産者と福祉団体との交流を促進
- ・生産者と消費者との交流を促進
- ・毎月第2金曜日(1月はお休み)

④交流サロンの開催

地域の社会資源開放し、社会的に支援を必要とする人々との交流の場

◇**地域交流サロンカフェテラス・つどい(施設側と検討中)**

(会場:多機能型地域ケアホームふなおか)

(9)ひとり暮らし高齢者支援

◇**「ふれあい交流会」の開催**

75歳以上(介護保険サービス利用者対象外)のひとり暮らし高齢者を対象に交流会を通じて、お互いの親睦を深めます。

- ・民生委員児童委員協議会の協力
- ・ひとり暮らし高齢者のつどいの場を提供
- ・参加者同士の交流の輪をひろげる
- ・高齢者の孤立防止

※柴田町地域福祉センターを会場に開催します。

◇「ひと足早いクリスマスコンサート」の開催

70歳以上75歳未満（介護保険サービス利用者対象外）のひとり暮らし高齢者、70歳以上の日中ひとり暮らし高齢者対象に交流会を通じて、お互いの親睦を深めます。

- ・民生委員児童委員協議会の協力
- ・ひとり暮らし高齢者のつどいの場を提供
- ・参加者同士の交流の輪をひろげる
- ・高齢者の孤立防止

※柴田町地域福祉センターを会場に開催します。

◇救急安心カードの配布（柴田町、社協、柴田町民生委員児童委員協議会協働事業）

70歳以上で町内の一人暮らし高齢者や高齢者世帯、災害時要援護者の方などを対象に配布をしています。

- ・筒状の容器（キッド）の中に、かかりつけ医療機関や緊急連絡先などの情報を記入
- ・救急安心カードを入れ、自宅の冷蔵庫内に保管して置く
- ・急病時に救急車を呼ぶ場合など、緊急の連絡に役立てる
- ・町内の郵便局窓口においても、高齢者への利用呼掛けの協力

(10)子育て支援事業

子ども・子育て家庭の支え合いの機能再生のために、子育て親子の集いの場を設け、民生児童委員やボランティア、企業、学校等との連携・協働によりサロンやイベントの開催や子育て親子の交流や世代間交流の場等を提供しています。

◇子育てサロン「きらら」の開催（毎月 第2、4金曜日）

- ・親子（0～未就学児対象）が気軽に集える場（協力；地域子育てボランティア・民生委員児童委員 船迫会有志）※おもちゃ病院開設・・・偶数月の第2金曜日

◇親子であそぼうリズム遊びの開催

- ・親子のふれあいや遊びを提供し、地域行事参加を目的に開催（協力；杉の子福祉コース）

(11)福祉教育・防災福祉学習推進事業

福祉教育は、共に生きる心を育むことを目標としています。全ての人々を地域から疎外することなく、共に手をたずさえて豊かに生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身につけることを目的に行われる活動です。「共に生き、相互に支え合うことのできる地域」を創造していきます。

◇学校・子育て団体等への福祉教育・防災福祉体験学習の企画、体験及び協力

学年に応じた体験を通じて「いのちと暮らしを守る」ための学びや気づきを育むために、防災福祉学習も関係機関と連携し新たなプログラムに取り組んでいきます。

- ・福祉・防災教育サポーターのフォローアップ研修会の実施

◇夏ボランティア体験学習の開催

- ・小学生（1年～6年）対象～夏ボランティア体験
テーマ「福祉と防災について考える」
- ・中・高校生対象～24時間テレビチャリティイベント開催
テーマ「地域共生社会について学ぶ」（企業貢献としてイオンと連携）

(12)ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターは、ボランティア活動をしたい（する）個人や組織・団体と、活動を求める個人や組織・団体とをつなぐ機能を担っています。活動をしたい方々を支援するために、情報提供、グループの組織化、研修・啓発などの幅広い支援プログラムを用意していきます。

- ・ボランティアの受付、登録、調整
- ・ボランティア情報の提供
- ・ボランティアに関する相談受付
- ・ボランティア保険（宮城県ボランティア活動総合補償制度業務代理）
- ・ボランティア活動の支援

◇ボランティア養成講座

人生100年時代となり、ボランティア活動や自分にできる社会貢献としてボランティア講座を開催し、地域で継続的に活動するボランティアを養成していきます。

- ・ボランティアとは何か、ボランティアに興味・関心をもてる講座の開催

(13)ふれあいネットワーク互助事業

住民相互の助け合いとして、有償ボランティア（協力会員）の協力のもと、日常生活で困っている方（利用会員）への住民参加型の生活支援サービスを行っています。

団塊世代が75歳を迎え、超高齢社会が到来し、要支援者の増加が見込まれます。特に、移動支援を求める高齢者が増えるなか、担い手である生産年齢人口（15歳～64歳）は減少しています。このことを踏まえて、新規協力会員の募集、利用条件の見直し等を行い、生活支援の充実に向けて取り組んでいきます。

- ・協力会員の新たな担い手の確保に向けてPR【重点】
- ・協力会員との調整会議の開催（利用者の状況把握）
- ・登録による協力会員（有償ボランティア）の利用会員への日常生活の支援（移動サービス、家事援助、話し相手等）
- ・福祉有償運送に係る道路運送法第79条の遵守
- ・福祉有償運送に係る道路運送法第79条の更新事務
- ・実態調査及び適時再実態調査の実施

(14)災害ボランティアセンター体制整備

近年、様々な報道の場面で「災害多発時代」といった言葉が使われるようになっていきます。自然災害などに対する備えが一層必要となっており、災害ボランティアセンターの取り組みや、だれもが社会から孤立しない地域での住民同士の日頃の見守りや意識の醸成に努めます。

また、地域づくりの推進についても、行政や関係機関・団体と連携を強化しながら、本会と協働して災害ボランティアセンター体制整備、設置運営について進めていきます。

- ・防災と災害時の支援活動の啓発・知識の向上を図る【重点】
- ・地区への出前講座の実施（災害についてのワークショップや今後の震災対応等）

- ・「大規模災害に備えるボランティア研修会（地震関連）」の開催（対象：自主防災組織・区長や民生委員の連携）
- ・県内災害時相互支援協定における事務局体制強化
- ・町の防災訓練への参加
- ・町の防災担当との連携、協力
- ・被災者支援「交流サロンさくら」開催

(15)総合相談・生活困窮者の支援

◇ふれあい福祉センター(総合相談)の運営

住民の方の悩みごとや困りごとの相談について、身近な生活相談所を開設し、必要に応じて適切な問題解決のために必要な助言、援助を行います。

また、専門的な相談を要する内容については、より適切な専門機関につなげます。

- ・生活相談員 4 名を委嘱し、生活相談所を開設（毎週火曜日）会場：福祉センター相談室
- ・行政機関、地域包括支援センター、宮城県自立相談支援センター等との連携
- ・相談員情報交換連絡会の開催
- ・相談員研修会への参加

◇生活困窮者支援

企業や一般家庭から寄付された食料を生活困窮者へ配布します。

- ・フードバンク、フードパントリー【重点】
- ・経済的に困りで、家計が厳しい世帯（生活保護を除く、ひとり親世帯等）への食料品・日用品の詰め合わせセット準備
- ・教育機関の長期休業に合せた子育て世帯に対する食糧支援
- ・町内子ども食堂への食料支援

(16)福祉機器貸与事業(介護保険外サービス)

社協会員世帯に対し、介護用品と子育て支援用品を貸し出し、高齢者・障害のある方への在宅福祉サービスの向上や子育て家庭への育児環境を整えます。

【高齢者・障害者等の福祉機器用品】

- ・ギャッジベット
- ・車椅子

【子育て支援用品】

- ・チャイルドシート、ジュニアシート
- ・ベビーベット、ベビーバス、ベビーカー

(17)基金等の管理運営

- ・福祉振興基金、災害対策基金、車両整備基金、新規事業対策基金の運営
- ・基本財産の運営

(18)福祉関係団体活動支援(助成)

- ・ 民生委員児童委員協議会
- ・ ボランティア・NPO活動連絡会
- ・ 身体障害者福祉協会
- ・ 遺族会
- ・ 精神障害者家族会「桜会」
- ・ こども食堂
- ・ 更生保護女性会
- ・ 老人クラブ連合会
- ・ ジュニアリーダー「かぐや姫」
- ・ 子ども会育成会連絡協議会

(19)共同募金運動への協力

- ・ 赤い羽根共同募金運動の推進
- ・ 地域福祉事業の推進
- ・ 歳末たすけあい運動の推進
- ・ 「ハートフルベンダー事業」普及
- ・ 県共同募金会の研修会への積極的参加を図る
- ・ 小規模災害見舞金申請事務
- ・ 共同募金助成金事業の周知、受付
- ・ 共同募金会計システム（クラウド）
- ・ はねっと入力（月ごと募金額入力）
- ・ 毎月月末報告
- ・ 赤い羽根募金だよりの発行

3. 資金貸付事業

(1)生活安定資金貸付

低所得世帯に対し、緊急かつ一時的に生計維持が困難となった場合に、小口の生活資金の貸付と必要な相談援助、指導を行い自立更生と安定した生活を支援します。

- ・ 低所得世帯に対し資金の貸付 [重点]
- ・ 借受人に対する民生委員による必要な援助指導
- ・ 借受人の自立更生、生活安定に必要な指導
- ・ 関係機関との連携(役場関係課・県自立相談支援センター・民生委員児童委員等)
- ・ 就労支援までつながらない方への社会参加の支援

(2)生活保護つなぎ資金の貸付(柴田町社協独自資金)

生活保護の申請を行い保護が適用されるまでの間、手持ち金がなく生活に支障をきたす恐れのある方に対して、最低必要な生活費の貸付を行い自立更生と生活の安定を図ります。

- ・ 生活保護つなぎ資金貸付 [重点]
- ・ 関係機関との連携(福祉課／仙南保健福祉事務所／県自立相談支援センター等)

4. 善意銀行事業

(1) 善意銀行(善意の寄付)

- ・ 善意の寄付を活用し、災害等の被災者（災害見舞金）や要援護世帯への支援（生活支援金・フードバンク食料購入） **【重点】**

5. 委託事業・指定管理事業

(1) 生活福祉資金貸付制度(県社協からの事務委託)

生活の安定と経済的自立を図ることを目的として、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して資金の貸付と必要な相談支援を行います。

社協のもつ特性を生かして、生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、効果的、効率的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図るよう努めます。

【生活福祉資金の償還事務】

- ・ コロナ特例貸付等の償還事務(口座振替・払込票、償還免除・猶予申請) **【重点】**

【資金の種類】

- 1 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
 - 2 福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
 - 3 教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
 - 4 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活費、要保護世帯向け不動産担保型生活費）
- ・ 借受人に対する民生委員による必要な援助指導・相談援助
 - ・ 関係機関との連携〔県社会福祉協議会、県自立相談支援センター、県仙南保健福祉事務所、民生委員児童委員等〕

(2) 日常生活自立支援事業「まもりーぶ」【県社協一部委託事業】

権利侵害を受けやすい認知症高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心・安全な生活を送れるよう、福祉サービス利用や日常的金銭管理などの援助(日常生活自立支援事業)を行います。在宅の認知症高齢者、知的障害・精神障害のある方で、日常生活に不安のある方の暮らしを本人との契約により自立した暮らしのサポートを生活支援員が行います。

- ・ 生活支援員による利用契約者への支援を実施
- ・ 福祉サービスの利用に関する手続援助など
- ・ 日常的な金銭管理の手続きの代行や代理
- ・ 財産預かりサービス、定期的に訪問による生活変化の察知
- ・ 県社協からの事業移管の検討

(3) 地域福祉センター管理運営: 指定管理事業

センター内には、社協事務所・ボランティアセンター、生活支援コーディネーター室、地域包括支援センター、訪問調査センター、自立者支援通所事業「春風」が事務所を構え、地域住民の生活を支える福祉の総合的な拠点としての役割を果たしています。また、研修室や相談室を完備し、社協事業・福祉団体・町主催の行事等に有効的に活用していきます。

○主な運営業務内容

- ・ 地域福祉センターの施設及び付属設備の維持管理並びに修繕に関すること
施設害虫駆除、除草・草刈、ゴミ清掃、施設内外修繕
- ・ 福祉センター入居に係る各種経費の精算に関すること
電気・灯油代の請求書の作成
- ・ 福祉センターの利用申請に関すること
研修室等の利用申請業務(町の事業、社協事業、ボランティア団体等)

(4)柴田町地域活動支援センターもみのき:指定管理事業

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会交流の促進などを図り、総合的に支援することを目的とします。

- ・ 地域活動支援センターでの創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等
- ・ 登録ボランティアからの協力及び連携
- ・ その他当該施設の設置目的を達成するために必要な業務

(5)柴田町地域活動支援センターしらさぎ:指定管理事業

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会交流の促進などを図り、総合的に支援することを目的とする。

- ・ 地域活動支援センターでの創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等
- ・ 福祉課、健康推進課との連携及び保健師とのケア会議での情報共有
- ・ その他当該施設の設置目的を達成するために必要な業務

(6)自立者支援通所事業「春風」【町委託事業】

- ・ 介護認定を受けていない高齢者を対象に、生きがいつくりや社会参加の促進
- ・ 生活指導、機能訓練、健康チェック、昼食の提供等

(7)高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業【町委託事業】

- ・ 高齢者世話付住宅入居者に対して生活援助員を派遣
- ・ 生活指導、相談、安否の確認、地域ふれあい広場の実施（毎月1回）

(8)柴田町高齢者サークル活動支援事業【町委託事業】

高齢者が趣味や社会活動サークルを通して、高齢者同士の仲間づくりや生きがいつくりを促進するとともに、閉じこもりを防止し、いつまでも住み慣れた地域で、元気でいきいきと自立した生活が送れるように、町内で活動する高齢者のサークルを支援します。

(9)柴田町社会福祉協議会訪問調査センター事業【町委託事業】

介護保険制度のサービスを受けるために、宮城県の指定事務受託法人として要介護認定訪問調査を実施します。柴田町及び他市町村からの認定調査事務の委託を受けて、要介護

認定等の申請を行った被保険者の心身の状況等について、定められた認定調査を行います。全国一律の方法で、中立的な立場を守り、公平公正で客観的かつ正確な基本調査を実施し、調査対象者の介護の程度を適正に評価します。障害支援区分認定調査においては、障害の特性等を認識した聴き取りを行い、対象者に不利益が生じないよう定められた提出期限をもとに迅速に対応します。

【委託事業の内容】

- (1) 町及び他市町村からの介護保険認定調査及び障害程度区分認定調査の依頼書の通知を受けて、認定調査対象者の認定調査の実施を行う。
- (2) 認定調査員は、認定調査票により、国が定める「認定調査票記入の手引き」に基づき、認定調査を実施する。
- (3) 認定調査員は、認定調査の実施後、認定調査の結果を認定調査票に記入する。
- (4) 町へ認定調査票を提出する。
- (5) 町に定期的介護保険認定調査における業務の実績を報告する。

(10) 柴田町生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーターの配置【町委託事業】
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）事業のための専任として職員を配置。生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に地域資源の開発やネットワーク構築の機能）を果たし、人口減少と後期高齢者の増加の中で地域生活を支える仕組みを関係者に働きかけ地域づくりを推進します。

【委託事業の内容】

- (1) 地域の支え合い活動の促進
 - ・高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備
 - ・町内各行政区の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築
 - ・住民主体の支え合い活動を推進
- (2) 地域に関する情報収集・整理
 - ・地域の特性や実情、地域ニーズ、地域資源の把握整理
- (3) 収集した情報発信、住民への啓発
 - ・社会資源の見える化
- (4) 地域分析の実施
 - ・収集・整理した情報をもとに地域診断
 - ・地域の特性や強み、不足している資源などの課題分析
- (5) 生活支援・介護予防体制整備協議体への参加
 - ・情報共有及び新たなサービス開発を推進
- (6) 研修
 - ・宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会等の研修会への参加
- (7) 生活支援コーディネーター連絡会
 - ・福祉課、社会福祉協議会、地域包括支援センターと定期的な情報共有、課題整理

6. 地域包括支援センター事業【柴田町委託事業】

柴田町地域包括支援センターは、船岡・船迫地区をエリア（槻木地域包括支援センターは槻木地区担当）とし、地域の高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい暮らしを継続するため、ニーズや状態の変化に応じて、必要な支援や見守りが切れ間なく提供される体制づくり（多職種多機関による連携支援と地域支援・認知症施策の推進）を行います。

主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師（看護師）が配置され、それぞれが専門性を活かし、連携する事で（1）介護予防ケアマネジメント（2）総合相談支援（3）権利擁護（4）包括的・継続的ケアマネジメント支援の4つの基本業務を担当すると共に、任意事業にも取り組み、包括的に高齢者を支援します。

【委託事業の内容】

1 包括的支援事業

（1） **介護予防ケアマネジメント事業** - 要介護状態等になる可能性が高い高齢者に対し、状態に応じ、介護予防事業その他の適切な事業に繋ぎ、予防・改善を図ります。

（2） **総合相談事業** - 地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続して行く事ができる様、高齢者・介護・認知症等に関する多様な相談に対応します。

また、令和6年8月から月1回第3水曜日10時～11時に七十七銀行船岡槻木支店ロビーを会場に健康福祉相談会を開催します。

（3） **権利擁護事業** - 高齢者への虐待の早期発見・把握に努め、役場をはじめ関係機関と連携しながら対応します。また、成年後見制度・消費者被害等の相談に対応し、高齢者の権利を守るための予防や援助を行います。

（4） **包括的・継続的ケアマネジメント支援事業** - さまざまな職種との協働や地域の関係機関との連携を図ると共に、介護支援専門員に対する後方支援を行います。

2 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

事業対象者及び要支援1・2の方のケアプラン作成、サービス事業所等との連絡調整を図ります。

3 介護予防事業

（1） **高齢者介護予防普及啓発事業** - 介護予防出前講座（介護予防・認知症に関する講座玄米ダンベル・ノルディックウォーキング等）を行います。

（2） **地域介護予防活動支援事業** - 介護予防普及サポーター支援・介護予防活動サークルの支援（玄米ダンベル・ノルディックウォーキング等）・高齢者のランチを楽しむ会の支援等を行います。

4 任意事業-家族介護支援事業

介護家族会等の支援（よつば会・ふたば会）及び、介護家族のしゃべり場・介護家族の船岡しゃべり場（R7.4～）を開催し、情報共有をしながら介護ストレスの解消を図ると共に、閉じこもりや孤立の解消、仲間づくりや交流の場として事業を行います。

7. 福祉団体等事務局業務

(1)福祉団体等

- ・ 柴田町民生委員児童委員協議会
- ・ 柴田町身体障害者福祉協会
- ・ 柴田町老人クラブ連合会
- ・ 福祉劇団「鶴亀」
- ・ 柴田町ボランティア・NPO活動連絡会
- ・ 柴田町遺族会
- ・ 柴田町内福祉施設等連絡協議会
- ・ 柴田町共同募金委員会

令和7年度 主な事業・関連事業等の月別予定

月	日	項 目	月	日	項 目
4月	1	・辞令交付 ・支部長会議	10月	1	・赤い羽根募金運動（～12/31） ・社協だより発行 福祉まつり 2025 ・ふれあい交流会開催
5月	12 21 20	・監事会 ・理事会 第1回「いこいの日」研修会			
6月	1 11 17 19 20	・社協だより発行 ・評議員会 ・支部長会議 ・理事会 ・地域支え合い研修会	11月	上旬	・歳末たすけあい運動推進会議 ・ひと足早いクリスマスコンサート開催
7月	1 下旬	・会員会費促進月間（～8/31） ・第2回いこいの日研修会		12月	・歳末たすけあい募金運動（～12/31） ・理事会 ・評議員会 ・歳末第1次配分委員会
8月	1 上旬 20 下旬	・社協だより発行 ・小学生ボランティア体験 ・理事会 ・24時間TVチャリティ募金（中・高生ボランティア体験）	12月	1 2 11 19	
9月	1 17 下旬	・評議員会 ・支部長会議 第3回いこいの日研修会	1月	1 9 下旬	・社協だより発行 ・歳末第2次配分委員会 ・大規模災害に備える研修会 ・第18回社会福祉推進大会
定期開催			2月		
			3月	10 20 31	・理事会 ・評議員会 ・社協だより発行
定期開催			①生活相談の開設（毎週火曜日） ②ふれあいネットワーク互助事業調整会議（毎月 第3火曜日：各月1回） ③社協こども特別食堂（毎月第4金曜日） ④社協 産直市場（毎月第2金曜日）1月はお休み ⑤サロンコンサート（毎月1回）5月～12月 ⑥子育てサロンきらら（毎月第2・第4金曜日） ⑦交流サロンさくら（毎月1回） ⑧コミュニケーション麻雀の集い「雀のお宿」（毎月第1火曜日） ⑨カフェテラスつどい（実施については施設と検討中）		